

筑後市におけるパブリックコメントの流れ

1. 市が計画や条例・制度などの案を作成

対象

- ・総合計画など市の基本的政策を定める条例、計画、制度など
- ・個別行政分野における施策の基本方針、その他基本的な事項を定める計画
- ・市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例や制度
- ・その他実施機関が必要と認めるもの

2. 案の公表

公表内容

- ・政策等の案の本体（または要約書）
- ・政策等を立案した趣旨、目的及び背景
- ・政策等の案の概要
- ・政策等の案に関する参考資料

公表方法

- ・市ホームページ
- ・担当部署や市民課ロビーでの閲覧 など

市民の範囲

- ・市内に住んでいる人
- ・市内に通勤、通学している人
- ・市内に事務所または事業所を有する人
- ・事案の利害関係者

3. 意見募集（公表した日から原則 30 日以上の期間を設けます）

提出方法

- ・所管課等への持参
- ・郵便
- ・電子メール
- ・ファクシミリ など

提出者（必要事項）

【市内に住所を有する者】住所・氏名

【市内に通勤する者】住所・氏名、勤務先の所在地と名称

【市内に通学する者】住所・氏名、在学する学校の所在地と名称

【市内に事務所又は事業所を有する者】住所・氏名、事務所・事業所の所在地と名称

【利害関係を有する者】住所・氏名、事案に対し有すると判断する利害関係

4. 結果公表

最終的な意思決定

- ・提出された意見等の概要とそれに対する実施機関の考え方を公表します
- ・意見を反映して原案を修正した場合は、その内容と理由を公表します
- ・提出された意見等に対する個別の回答は致しません

※情報公開条例に抵触するものや案件に合致しない意見等、一部公開しないこともあります。

5. 条例、計画などの決定

条例、計画などの決定

- ・政策決定（施行）